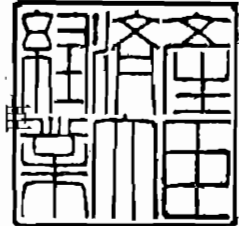


20140115 中第 1 号
公 取 取 第 13 号
平成 26 年 1 月 17 日

代表者 殿

経 済 産 業 大 臣



公正取引委員会委員長



消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % へ引き上げることが確認されました。

消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、平成 25 年 10 月 1 日から施行されました。

公正取引委員会及び経済産業省においては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、平成 25 年 11 月 1 日から同 25 日を締切りとして、無作為に抽出した 15 万事業者を対象に、消費税の転嫁拒否等の行為の有無等に関する調査を行ったところ、製造業及び卸売業・小売業においては、消費税の転嫁拒否等の行為が現在行われている、又は今後行われる可能性があるとの声が多く寄せられました。

貴団体におかれては、別紙の遵守事項等について十分理解するとともに、改めて貴団体傘下の事業者に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、全社的に適切な措置を講じるべきことを周知徹底いただくよう要請します。

なお、公正取引委員会及び経済産業省は、消費税転嫁対策特別措置法に違反するおそれのある事業者に対しては、その事務所又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査を行うなどの調査を行います。その結果、違反行為があると認めるときは、迅速かつ厳正に対処してまいります。特に、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、公正取引委員会が事業者に対して勧告を行い、その旨の公表を行います。

以上